

# 個人住民税の現年課税化について

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(切替年度に関する論点)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 3 今後の課題

#### (3) 切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分(例えば、税額の高い年度分)を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。

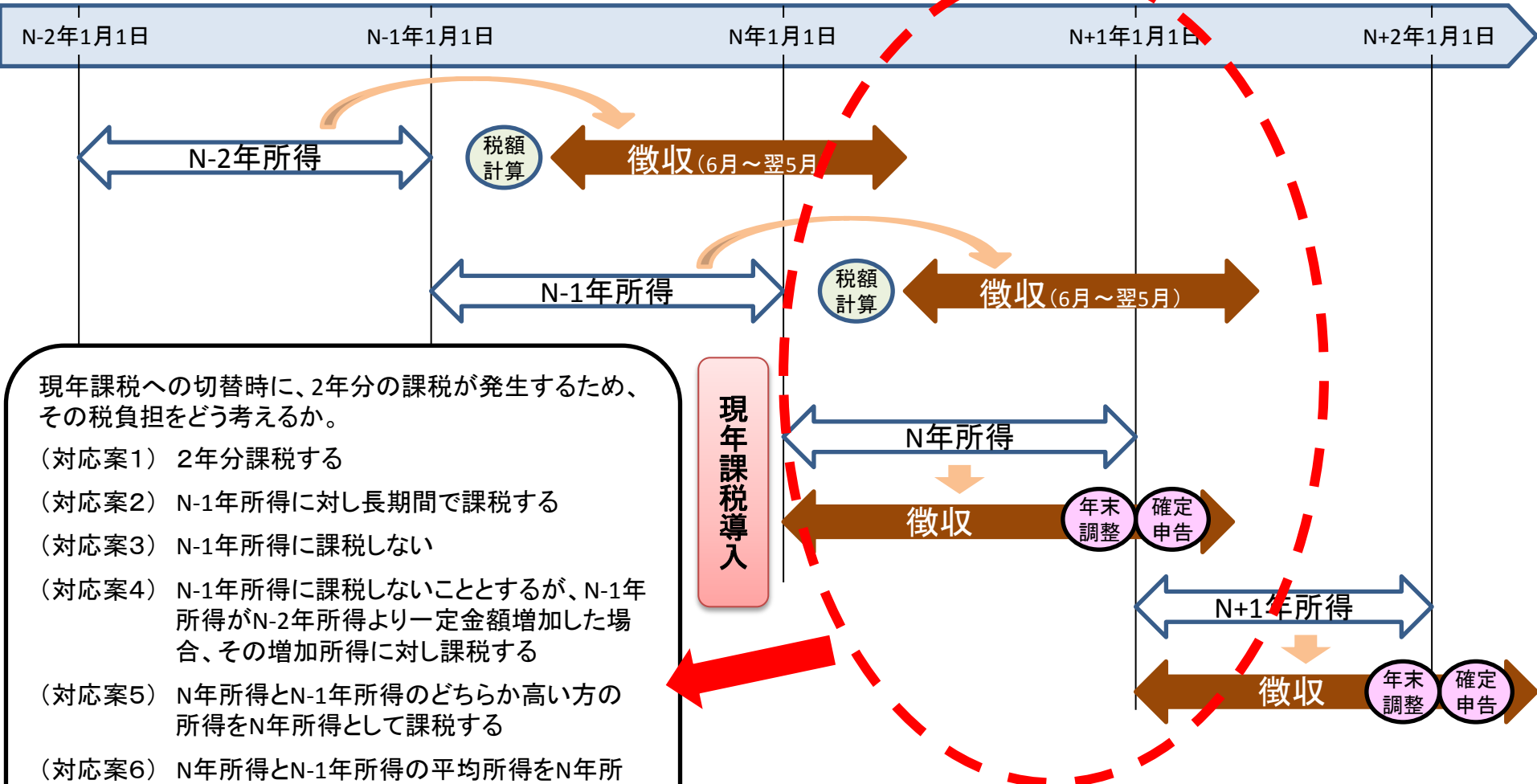
このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得(事業所得、不動産所得、雑所得等)を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないこととする~~こと~~については、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点(世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など)について、慎重な検討が必要と考えられる。

# 切替年度の税負担のあり方

## N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

- (対応案1) 2年分課税する
- (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
- (対応案3) N-1年所得に課税しない
- (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
- (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
- (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
- (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

現年課税導入

# 切替年度の税負担に係る各対応案の検討

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> </ul>
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。</li> <li>●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。</li> </ul>
対応案3	N-1年所得に課税しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。</li> <li>●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。</li> </ul>
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> </ul>
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)</li> </ul>
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年分の税収が減ることになる。</li> <li>●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。</li> <li>●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。</li> </ul>

## (参考) 現年所得課税移行時における課税方法

### ■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

#### (1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

#### (2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

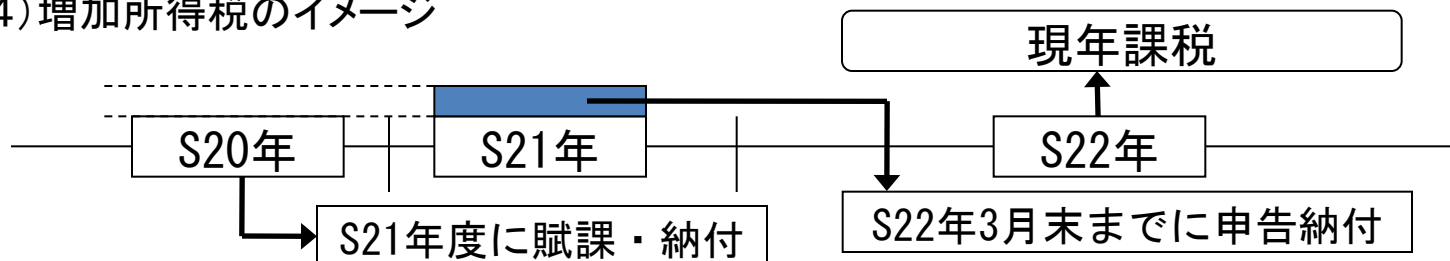
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

#### (3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

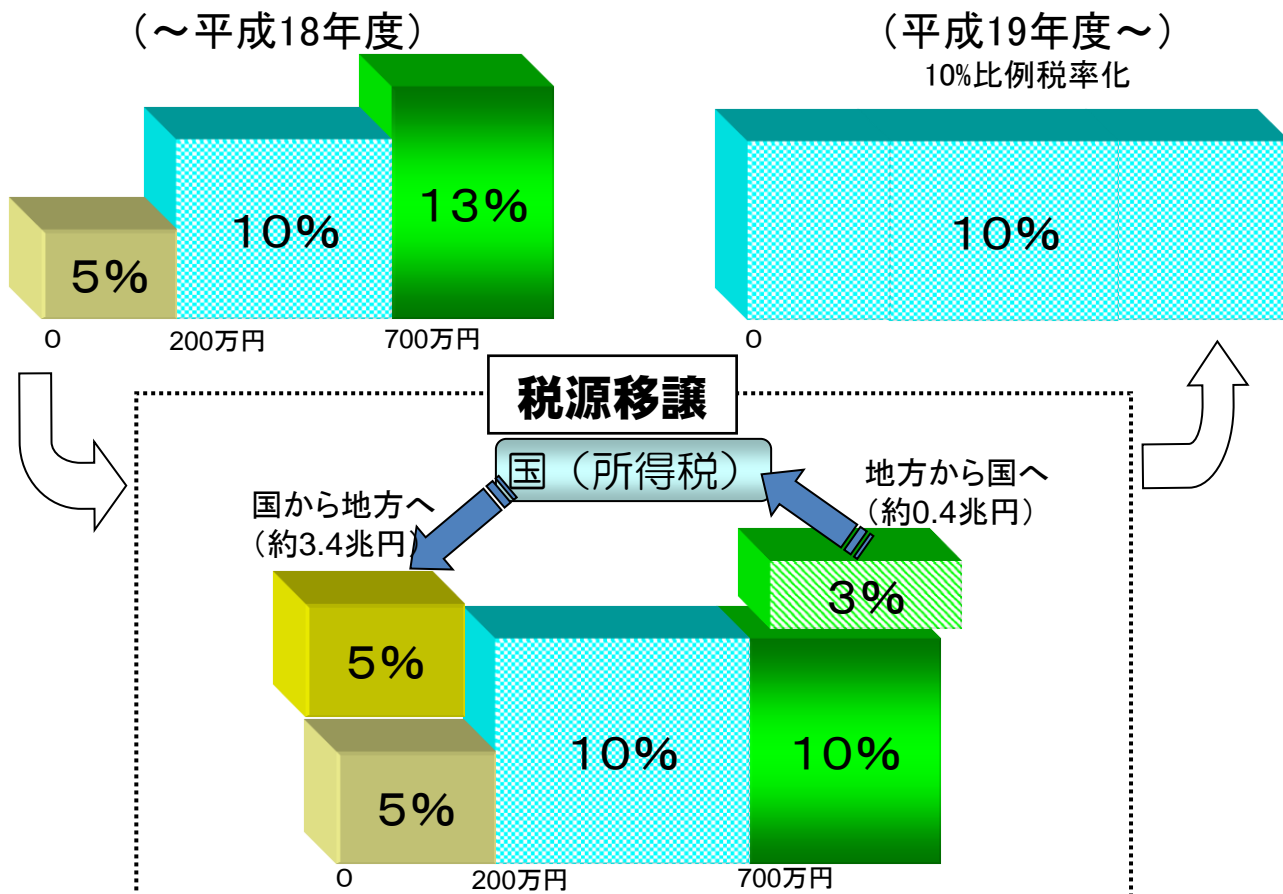
#### (4) 増加所得税のイメージ



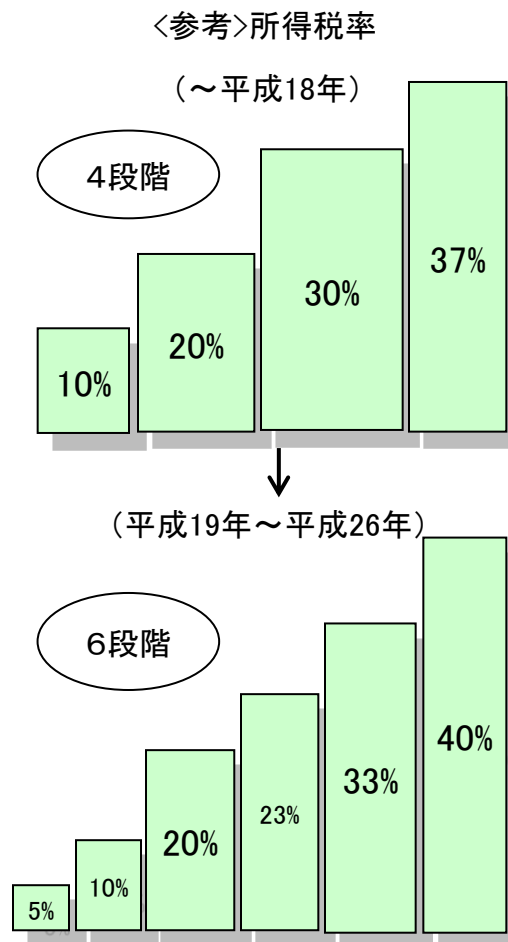
# (参考) 税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

- 平成18年度税制改正において、所得税及び個人住民税の税率構造を改め、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲を実施。
- 税率構造の改正は、平成19年分以後の所得税、平成19年度分以後の個人住民税について適用。
- ⇒ 国・地方のトータルの税収及び個々の納税者の負担が極力変わらないよう(※)に制度設計。

※所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため調整控除が創設された。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる **5**

# 参 考 资 料

# 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

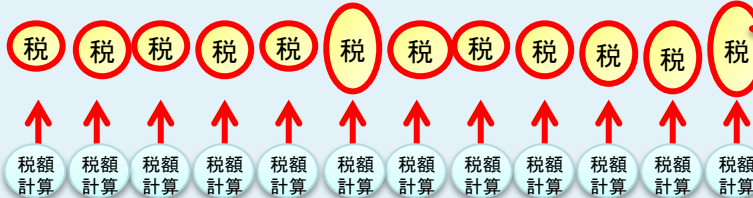
赤色：企業における税務事務

(1月) (12月) (1月) (6月) (翌年5月)

税務署

(1ヶ所の税務署)

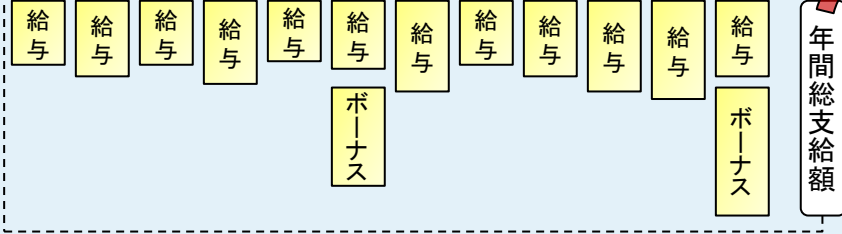
納付



年末調整

年間総支給額

企業



所得税 (現年課税)

- ・毎月の支払額に応じて、企業が税額を計算し、給与天引きを行う。
- ・1年間の天引き額と本来納めるべき税額を調整(年末調整)する必要がある。その際、従業員から提出された申告書により各種控除を反映。
- ・納付先は税務署1ヶ所。

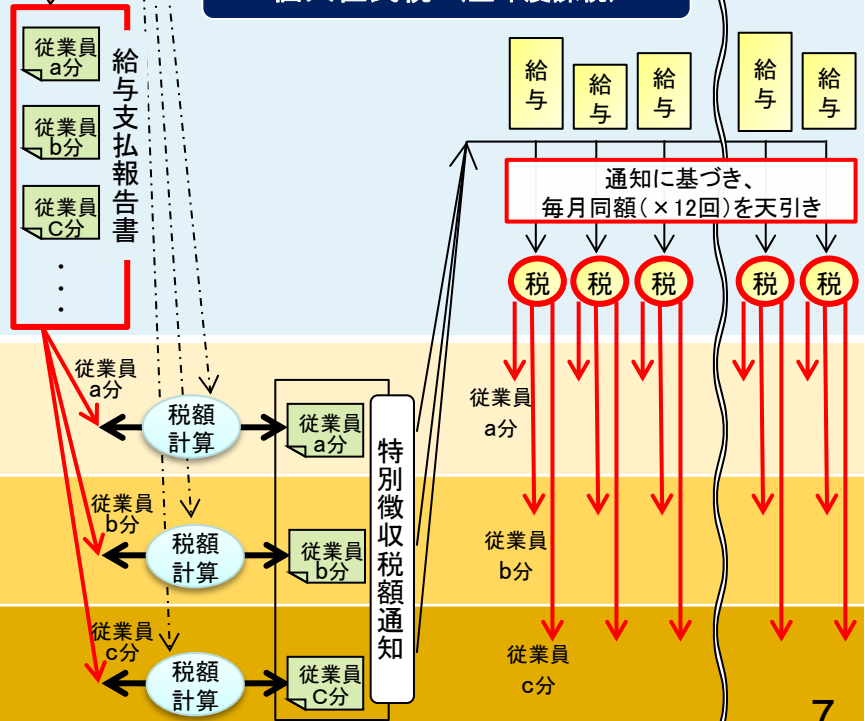
必要な人のみ  
確定申告

※大部分の給与所得者は、年末調整で完結。  
※給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合、医療費控除、寄附金控除を受ける場合等は確定申告が必要。  
給与所得者の納税義務者数:約4,100万人  
給与所得者に係る確定申告者数:約900万人(22%)

確定申告書情報  
(国税庁→各市町村)

- ・年間の給与総額を翌年1月1日時点の従業員所在の市町村へ報告。
- ・市町村からの通知に基づき、毎月同額を天引きするため、企業で税額の計算は行わない。
- ・納付先が複数市町村にまたがる。

個人住民税 (翌年度課税)



A市

B市

C市



# 所得税・個人住民税における所得把握イメージ

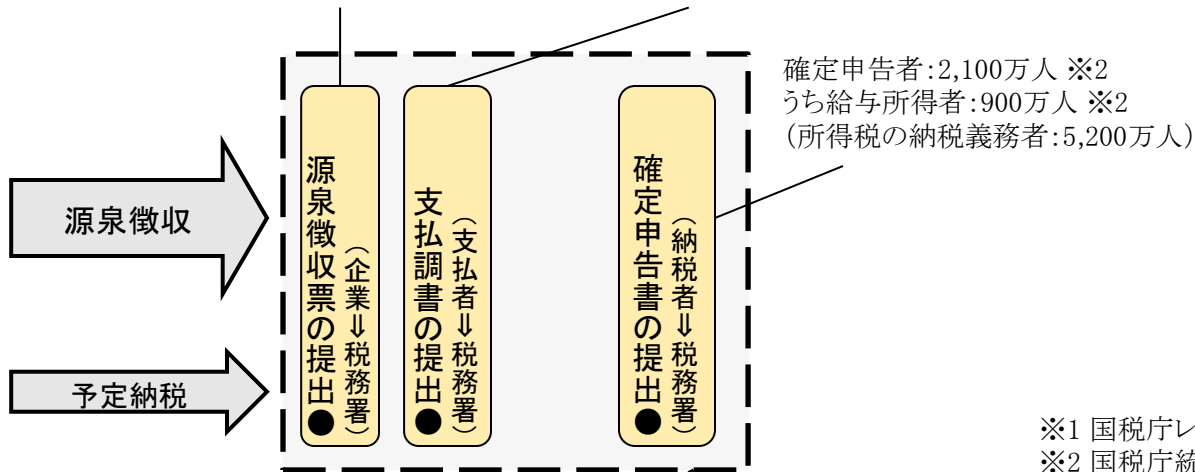
給与収入500万円超の者の情報

【1,900万枚 ※1】

(例)原稿料・講演料等の収入5万円超の者の情報など

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書:2,000万枚 ※1】

所得税



※1 国税庁レポート2014

※2 国税庁統計年報

12月

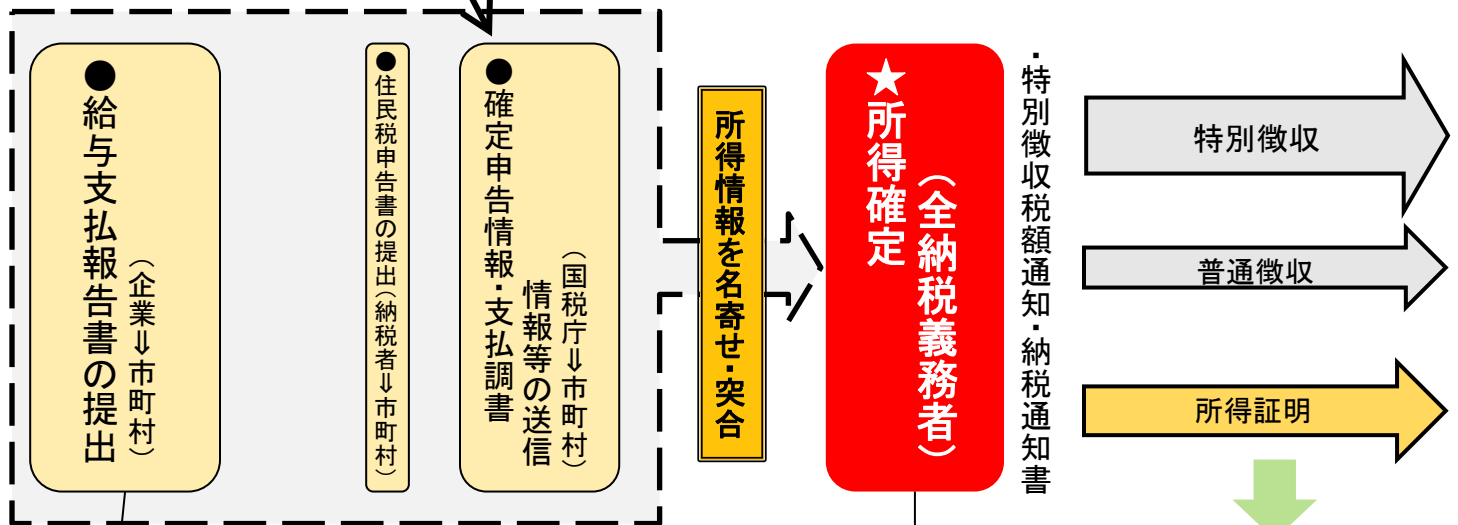
1月

3月

4~5月

5月

個人住民税



1月1日現在の全給与所得者の情報

【給与収入のある者のうち納税義務者数:4,700万人】

【所得割の納税義務者数:5,600万人】